

## 第1回 静岡市市民活動促進協議会（第9期） 会議録

1. 開催日時 令和5年12月14日（木） 14時から16時まで
2. 開催場所 静岡市葵消防署 7階 講堂
3. 出席者 (1) 出席委員 山岡会長、山本副会長、大谷委員、加藤委員、川村 栄司委員、川村 美智委員、北川委員、木下委員、田中委員、殿岡委員、  
(2) 事務局 市川市民局長、静賀参与兼市民自治推進課長、田中係長、望月主任主事
4. 傍聴者 0人
5. 内容
  - (1) 会長及び副会長の選出  
静岡市市民活動の促進に関する条例第13条第2項の規定に基づき、委員の互選により会長として山岡委員、副会長として山本委員が選任された。
  - (2) 諮問  
市川市民局長から山岡会長あて諮問書を手交した。
  - (3) 会議の成立及び公開  
委員12名中、10名の出席があるため、条例第14条第2項の規定により会議が成立していることを確認した。また、会議の傍聴及び会議録は公開するものとし、非公開とすべき事項が生じた場合に、その都度、その旨の決定することを確認した。
  - (4) 議 事
    - (山岡会長)  
今回は第1回目ということで、新たにご参加いただく委員の方もおられますので、静岡市の市民活動促進の政策や諮問の背景などについて、事務局から説明をお願いします。
    - (事務局説明)
      - ・第4次静岡市総合計画における市民活動の促進や協働の位置づけ
      - ・「静岡市市民活動の促進に関する条例」の制定背景
      - ・「静岡市市民活動促進基本計画」の概要
      - ・市民活動促進協議会の役割
    - (山岡会長)  
それでは、ただいまの説明について、ご質問等いかがでしょうか。

(木下委員)

この協議会は、原則公開で、傍聴も出来るものですが、静岡市の協議会の日程などを掲載するページには、本日の日程が公開されていませんでした。是非次回からは、早めに日程の公開をお願いします。多くの方に傍聴に来ていただきたいと考えます。

また、協議の内容をリアルタイムで市民に届けるという観点から、オンラインでの配信なども検討いただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。木下委員がおっしゃるとおり、日程については、なるべく早めに公開いたします。また市の附属機関は原則公開で開催していますが、傍聴について積極的な呼びかけは行えておりません。

オンラインでのリアルタイム配信については、技術的には Zoom 等を使用すれば可能だと思いますので、検討いたします。

この協議会は全体を通して、基本的に非公開情報を扱うことはあまり想定されませんが、もし今後オンラインでのリアルタイム配信を行っていくという場合、会議の公開についてその都度確認するのではなく、原則公開という扱いをしてよろしいでしょうか。

(山岡会長)

前期を振り返っても、非公開にしなければならないような議論があった記憶はありませんが、非公開にすべき事項があったときは、その都度の判断でよいと思います。

(山本副会長)

私も約 10 年前から委員を担っていますが、非公開にしなければいけないような場面はほぼ記憶がありません。ただ、協議の中で踏み込んだ議論や、個別具体的な名称を出す場面になった時、オンライン配信を一度止めて、ということをした時、果たしてそれが視聴者に納得していただけるのかというのは、少し気になるところです。

原則は全て公開することが望ましいですが、この協議の場において不安なく委員の皆様が発言できなくなる懸念もあると思うので、この件については事務局で引き続き検討していただければと思います。

(川村栄司委員)

オンラインでのリアルタイム配信だと、発言に今以上に気を遣わないといけなくなるので、会長や副会長が言われたように、何か一定の配慮ができるような形を検討していただきたく思います。

(川村美智委員)

この協議会の場合でも、ある程度ここはオープンで行きましょう、ここはじっくり本音で言いましょうみたいな、タイミングがあると思います。原則公開は賛成ですが、オンライン配信の実施については、少し検討が必要かと思います。

また、運営側としては傍聴についても、突然会場に来られるという場合もあるので事前に申込をしてもらうなどといった対応もあり得ると思います。

(木下委員)

皆様ありがとうございます。自分としてもこの協議の場を委縮させることは本意ではありません。オンラインでの配信については、改めて慎重に検討する必要があると思いました。

この協議会そのものが、市民活動を促進させるために協議をしっかりとやるべき場ということに立ち返れば、協議の妨げになるような仕組みは不要だと考えております。

ただ、このような多様な経歴を持ち合わせた方々が集う協議会をより多くの方々に知っていただくためにも、是非委員の皆様からのお誘いなどで、傍聴してくれる方を増やしていけたらと思います。

(事務局)

日程の公開については、早急に対応させていただきたいと考えております。

オンライン配信は、皆様がおっしゃったような様々な懸念を検討しなくてはならないと思いますので、保留とさせていただきます。

傍聴につきましては、傍聴は突然来られても受け入れるのが、市の基本姿勢でございます。ただ、傍聴席からの不規則発言や威嚇的行為があった場合は、事務局で然るべき対応をしていきたいと思います。また、秘匿が必要な事項が出た場合には、都度、傍聴者には一旦退席していただくという形をとらせていただくつもりです。

(山岡会長)

他に質問はないでしょうか。それでは、次の諮問の内容について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

- ・市民活動センター設置の経緯、位置づけ
- ・指定管理者制度の概要
- ・静岡市市民活動センターにおける指定管理者の変遷
- ・静岡市市民活動促進基本計画と静岡市の市民活動促進施策について
- ・諮問の意図

- ・指定管理者更新スケジュール
- ・協議会審議スケジュール

(山岡会長)

ありがとうございます。それでは今回は初回ということもありまして、委員同士のコミュニケーションも兼ねて、少人数で今から 25 分まで、事務局からご説明いただきました諮問の背景について、感想や、聞きたいことや確認したいことについて、話し合っていたらと思います。それでは、よろしくお願いします。

<各自話し合い>

(山岡会長)

時間になりましたので、話し合いを終わりにしてください。

それでは、それぞれのグループでどのような話をしたのか、発表いただければと思います。

それでは、私のグループから発表します。

一つは、指定管理者が、ずっと同じという点です。指定管理を受けている団体がすごくいい活動しているのかもしれませんが、これから変えていこう、もっと良い施設にしていこうと考えていく時に、この点は気になりました。ただ施設を運営していくのは簡単なことではなく、しっかりとやっていける団体であるという審議があったという事情があると思っています。

また市民活動センターの開館時間が夜9時半までという点です。夜間利用者は多いのでしょうか。また管理の面から見て、職員の負担になっていないのでしょうか。新しいことをやるためには、ある程度の余力が必要だと思います。そういう余裕が全くない現状があるかもしれないと思いました。

そう考えると、指定管理制度という制度自体の問題もないかという点も気になりました。指定期間が原則5年間ということですから、スタッフの雇用継続を考えると指定を受ける団体に体力がないと受けることができないのではないかと思います。

また静岡市として、市民活動センターの現状を、どうにかしないといけないと思っているのか、それなりに頑張ってくれていると感じているのかなど、どのような認識を持っているのかが気になるという話をしました。

(事務局)

指定管理者の変遷ですが、令和3年4月の更新の時と平成30年4月の更新の時は、公募でしたが、いずれも1者、現在の指定管理者からしか提案がありませんでした。

その前の平成 25 年 4 月の時は、それぞれのセンターに 2 者ずつ提案がありました。その 2 者は両方とも NPO 法人ということでした。さらに遡りまして、平成 22 年 4 月の清水市民活動センターの更新の時は、3 者から提案がありました。その際は、NPO 法人だけではなく、株式会社も 1 者入っていたということです。平成 21 年 10 月の番町市民活動センターの時も、3 者から提案がありました。こちらはすべて NPO 法人だったと聞いています。当初から公募で、提案による競争で選定をしていましたが最近では 1 者からの提案となっています。

次に開館時間についてですが、こちらは条例に定められております。

指定管理者側からは職員の配置にあたり負担であるという意見も聞いております。夜に会議を開催する団体さんがいらっしゃる中で、ニーズとの兼ね合いもあるものと思います。

職員の余力という点については、施設管理の観点から職員の配置人数は、市が求める水準が設定してありますので、それを満たす配置にすると、例えば外部の研修に参加できないという意見も出ています。昨今はオンライン研修も増えていることから、その点では、助かっているという意見も併せて伺っております。

市民活動センターに対する市の評価についてですが、基本的に今の指定管理者は、求める水準に沿ってとても頑張ってくださっていると評価しています。ただ、これから先に向けて、社会情勢が変化している中で、どのような形が良いだろうかという視点から、今回諮問させていただきました。

(山本副会長)

私たちのグループの話し合いのなかでは、まず、若い人たちは市民活動センターに行く理由がないという意見が出ました。理由として、一つはカフェやコワーキングスペース等、Wi-Fi などの IT 環境が整っている場所はセンター以外にもあり、インターネットが発達して、メンバーが全員顔を合わせなくても活動ができるようになってきているからだと思います。リアルに顔を合わせ、活動することを否定するわけではないけれど、そういった場がないと活動ができないということは決していないと思っているのではないかと。また、新型コロナ流行以降、リアルで会うという意欲が少し薄れている気がするという意見が出ました。

もう一つの理由が、当初を知っている人たちがそのまま残っているという意見です。市民活動センターが立ち上がった時の盛り上がった熱と時代の空気を知っている人たちはそのまま利用し続けているけれども、そこに若い人たちは入ることはできないのではないかと。

こういった理由がある中で、市民活動センターよりも大学内やコワーキングスペース等、便利で利用しやすい場所があるのに、若い人があえて市民活動センターを利用する理由が見つからなければ、利用することはないのではないかと思います。

また、専門家派遣、アウトリーチのような支援をしていくのはどうかという意見が出ました。

(川村美智委員)

女性会館や指定管理者である当 NPO 法人のアウトリーチは、現在は困窮者支援の側面が大きいです。例えば、定時制高校に行って他団体と共に食料支援をしています。その際に食料と一緒に生理用品などを配布しながら、何か困っていないかなど声掛けをしています。すると自身以外の家族の話などもしてくれたりすることもあります。また、別の高校では講座を頼まれることがありまして、そういう時には何かあれば相談してくださいと声掛けを行います。そういった場所があることを、こちらから知らせることが大事だと考えます。

また当初から利用していた人がそのまま世代が上がっても継続しているのは事実だと思います。女性会館の例ですが、女性会館は 1990 年代に開館しています。当時活動に熱心だったのは 30 代や 40 代の方々です。これは自治会活動にも言えることで、自治会も今は 70 代の方々が主軸を担っています。そういった活動を次の世代につなげられていないという問題は、市民活動全般にわたる課題だと思います。

一方、中高生が課題探究活動といって授業の一環として、SDGs を学ぼうというテーマなどで地域とのかかわりが生まれています。前回の協議会でも言いましたが、そういった世代の方たちを今ある市民活動団体とどうつなげていくのかも、大切な課題だと思います。

(山本副会長)

若い方たちの中で、市民活動を職業として捉える考えが生まれていると思います。実際に首都圏では、民間による非営利部門の部署が出来たりしています。かつての生活レベルで自分たちの力でやるんだという気持ちとは変わり、違うところに熱量が生まれていると思います。

(木下委員)

私たちのグループではまず、指定管理期間が 5 年という長さに違和感があるという意見が出ました。一般的な企業であれば、年間計画を立てて、年度ごとにやっていくものを、5 年間を一括に任せてしまうというのは、社会情勢が色々変わっていく中で、長いのではないかということ。

また、資料中に事業計画と仕様書と協定書をもって締結をすると記載してありますが、中身が見えてこないの、共有してもらえるのであれば、仕様書や事業計画書を見せていただき、指定管理者がどのような理想をもって 5 年間の計画を出して、それに基づいてどのくらい細かく年度ごとの事業計画をしているのか、聞いてみたいという意見が出まし

た。

それと指定管理制度の特徴が市民活動センターにマッチしているのかどうかという点も含めて検討しなくてはならないのではないかという意見も出ました。

また市内に2館あることや、本質的に求められるものが何で、中間支援を行う市の出先機関としての意味合いを、第4次静岡市市民活動促進基本計画に即して考え直すことが必要ではないかという意見もありました。

(田中委員)

番町市民活動センターは、災害時の拠点を置かれているというところで、今の指定管理者が静岡県ボランティア協会で、そのことが影響して番町市民活動センターに災害時の拠点が置かれているのならば、他の団体が指定管理を受けることが難しいのではないのでしょうか。また清水市民活動センターと番町市民活動センターの仕様書の内容は、全く同じなのではないのでしょうか。

(川村美智委員)

いま、5年は長すぎるのではないかという意見がありましたが、実際に指定管理を受けた経験から、ミッションやビジョンを掲げて、市の方と一緒に計画的に進めていくためには、5年は必要だと思います。

そのためには人が必要ですので、雇用といった視点でも複数年度は必要だと思います。一方で、若い方は転職に対するハードルが高くないので、ここで技術を磨いて、次のステップに進む方もいらっしゃいます。

全国を見渡すと指定管理者として民間企業が採用されているところもあります。当初は注目を集めても、施設本来の概念と離れていったとの例も聞かれます。指定管理制度を採用しても、行政が理念や運営方針をしっかり持っていないと課題解決につながらないと思います。

(川村栄司委員)

資料の中で、社会変化を踏まえ、それに応じた市民活動センターの未来の役割を考えていくという説明がありますが、指定管理を受けている団体の問題だけではなく、委託している静岡市の方の問題意識、あるいは仕様書等の時代に合っているかどうかの問題意識は生まれているのでしょうか。要はこのままではだめだ、という協議を進めて行く中で、指定管理者である団体を責めるようなことになるのは避けたいと思います。静岡市が期待するものは何であるかということを明示し、それに対して団体は計画を作り、それによって指定管理者として採用されるという流れなので、開館から同じ団体が継続して指定管理をしていても、それは指定管理者だけの問題ではないと考えます。

協議会では、あらゆる視点で総合的に問題意識を受け止めて議論していくことでいいの

か、ということを確認させていただきたい。

(事務局)

いただいたご質問に対して、まとめて回答させていただきます。

まず川村栄司委員がおっしゃった件ですが、静岡市としては、今の指定管理者に何か問題があるという評価はしておりません。あくまでも市として、市が設置した市民活動センターに関して、これからどういう役割が求められるのでしょうか、ということをお委員の皆さんにお伺いしたいと考えています。

問題意識の一つとしては、市民活動センターの運営をどう評価するのかという点があります。市の職員は、3、4年で異動していく現状がある中で、どうしても運営の中身は指定管理者に頼ってしまっている面もあります。そこはやはり、市の設置者としての責務を果たすため、きちんと評価をし、市が期待することをお示ししていかななくてはならないと考えます。

また仕様書は、建物そのものによる違いはありますが、基本的に番町と清水は同じものになります。例えば人材育成の講座、あるいは啓発系の講座を実施してください。回数は7回以上、というような内容の仕様になっていまして、その範囲の中で、番町市民活動センターは啓発系に重きを置いて、清水市民活動センターは、実務的な講座が多いようなイメージがあります。設置根拠となる条例は同じで、市が求める水準は存在しますが、そこから先は、指定管理者の創意工夫で2館それぞれの色が出ています。

運営方法ですが、政令市では、指定管理者制度を利用している自治体が多いです。県内に目を向けると、直営で運営しているところもありますし、小規模の自治体ですと、拠点も設けず、市民活動担当部署をセンターとして看板を掲げている自治体もあります。

静岡市としては、異動もある職員よりも、専門性を持った方をお願いする方が良いのではないかと判断し、指定管理者制度を利用しているところです。また市全体としても、公の施設の運営については、まず指定管理者制度を利用できないか検討するものとされています。

(山岡会長)

残り5分ほどになりますが、他にいかがでしょうか。

(事務局)

先ほどの質問に対して回答もれがありました。

災害の関係で、田中委員のおっしゃるとおり、番町市民活動センターは、災害時、災害ボランティアセンターの拠点の1つになるという計画になっていっていますが、それと静岡県ボランティア協会が指定管理者であるというのは、直接的な関係はありません。

実際に災害ボランティアセンターの拠点となった場合は、指定管理の業務を止めるか、

あるいは共存して行うのかというのは、市の采配で決めることになっております。

(山岡会長)

他いかがでしょうか。

(山本副会長)

仕様書が大切ではありますが、実際に仕様書をご覧になるとわかりますが、細かいことは記載されておりません。自治体は、各指定管理者のクリエイティビティを期待してお願いしているわけですから、事細かに書いては、指定管理の意味がない。だからこそ、仕様書に記載する少ない言葉に何を込めるのかというのは、とても大事なことだと思います。

条例改正が必要な事項になりますが、市民活動センターの正式名称は、「静岡市市民活動センター」です。「市民活動の人」という定義された人がいて、その人たちが使うセンターですという名前なのですが、時代に合っていないのではないかと思います。

市民活動性というのは、個人も企業もそれぞれが備えているもので、それに絞った一個人とか、一団体があるわけではないというのは、もう共通理解になってきています。具体的にいえば、民間企業でも CSR といった取り組みで力添えをいただいております。

今は、個人も企業も「市民活動」が主体ではなく、「市民協働」を主体にしていることは、はっきりとしています。協働という言葉のとおり、複数の主体が一緒にある状態を促進しますという状態を指し示しており、県内で言えば、菊川市がそういった姿勢を打ち出しております。

この協議会では、静岡市がこれから何を最も大事とするのか、市民活動をしている人を社会に引き上げることを主体とした 10 年、15 年の動きから、ここから先は、それを前提に何を考えていくのかというのを議論していきたいと考えています。

そして私は、センターの設置が当たり前だという認識にも問題意識を向けたいです。箱は必要だと思いますが、現状は箱を維持することに意識を向けすぎているかということです。

先ほどアウトリーチという話が出ましたが、私の理想は、今ある課題に向かって働きかけていくセンターです。課題や利用者が来ることを待ち構えているのではなく、センターから向かっていく、そういったセンターになってほしいと願っています。

(山岡会長)

名称については、愛称をつけるという方法であれば、条例を変えることなくできる可能性があると思います。また、拠点を持たないセンターというのも考えられるので、全国の事例も見ながら、可能性を探っていけたらと思います。

(木下委員)

昨日、アイセルで、市の総務課主催で指定管理者意見交換会というのが開催されました。市全体としても、現行の指定管理者制度が、民間の活力を生かしきることができる建付けになっているのかどうかというところは課題認識をされています。今後議論されていくと、目標設定や期間設定に自由度が生まれてくるのではないかと思います。事務局の方には、是非情報収集をお願いします。また主導している方が企業の方なので、市民活動センターのような役割をもつ施設が指定管理制度を利用する時、こういった柔軟性が求められるのか、といった考えは、協議会から提示できればとも思います。

(山岡会長)

他にも言い足りないことがあるかもしれませんが、引き続きこの協議会の場で議論していきたいと思います。今日は初回ということですが、本日の内容を踏まえて、次回はさらに議論が深まればよいと思います。ありがとうございました。